

# 御前崎市排水設備工事技術指針

(旧 御前崎市排水設備関係規則)

平成 25 年 4 月 1 日 作成

平成 29 年 4 月 1 日 改正

平成 30 年 12 月 14 日 改正

(平成 31 年 4 月 1 日 施行)

御前崎市

# 目次

1. 目的	1
2. 排水設備工事申請について	2
3. 排水設備工事施工基準	5
4. 施工について	10
5. 指定工事店注意事項	12
6. 写真管理基準	15
7. 排水設備工事検査基準	16
8. 排水設備完成検査・成績評定の基準	17
9. 特定施設設置等に係る届出について	18
10. ディスポーザーキッチン排水処理システムの下水道への接続について	18
11. 誓約書等提出チェックリスト	19
別紙	20
参考資料	26

## 1. 目的

この指針は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）、御前崎市農業集落排水処理施設設置及び管理条例（平成 16 年 4 月 1 日条例第 131 号。以下「集落排水条例」という。）及びその他関係法令の規定に基づいて、排水設備の適正かつ合理的な設計及び施工を行うために必要な事項を定め、排水設備に関する技術上の具体的基準を示したものである。

### ・ 共通事項

御前崎市内、菊川市及び牧之原市の一部での公共下水道及び農業集落排水処理施設（御前崎市下水道条例（平成 16 年 4 月 1 日条例第 137 号）及び集落排水条例に規定されているもの。）に接続するすべての排水設備等の工事は、この指針を適用するものである。

この指針以外にも下水道法及び建築基準法その他関係法令で規定されていることがあれば、遵守し施工すること。

本指針に記載されている基準以外にも、施工場所の環境や条件等により、施工方法や設計等について変更を求めることがあることに留意すること。

## 2. 排水設備工事申請について

### 1. 申請の流れ

#### 申請

申請は、施工予定日の10日営業日前までには提出すること。

申請の前に、懸案事項がある場合は、事前に下水道及び農業集落排水処理施設を所管する課（以下「下水担当課」という。）と協議すること。

排水設備 除害施設	<p>排水設備設置計画確認申請書（様式第1号）</p> <p>…必ず地番や面積、土地の所有者等を確認して記入すること。</p> <p>案内図…排水設備を設置しようとする場所の地図及び場所を図示したもの</p> <p>平面図…縮尺は200分の1とする。敷地内の建築物、台所、便所、浴場、土地の境界線及び排水管、柵等を明確に記載すること。増築及び改築の場合は、既設部分と新設部分を明示すること。</p> <p>縦断面図…縮尺は縦100分の1、横200分の1とする。</p> <p>管底高は公共ますを <u>H=20.000</u> から始める。</p> <p>連結するますの位置の管底高、地盤高、追加距離、勾配、掘削深、単距離、測点を記載する。</p> <p>工事調書…管渠等の構造、能力、形状、寸法等を記載する。</p> <p>着前写真…着工前の施工予定箇所の写真を撮影してカラー印刷したもの。</p> <p>以上の書類を全て揃え、<u>2部提出</u>する。ただし、別途、確約書や誓約書が別途必要となる場合もあるため、確認すること。</p>
--------------	--

↓

市長から、排水設備設置計画確認書が通知される。→工事着工

↓

完了

使用開始前に、公共下水道については負担金を、集落排水については加入金を支払う。

排水設備 除害施設	<p>排水設備・除害施設工事完了届（様式第5号）</p> <p>案内図、平面図、縦断面図、工事調書については申請時の添付書類を参考に作成する。</p> <p>写真（写真管理基準を参照）</p> <p>公共下水道使用開始(休止、廃止、再開)届(様式第12号)</p> <p>以上の書類を全て揃え、<u>1部提出</u>する。</p>
--------------	---

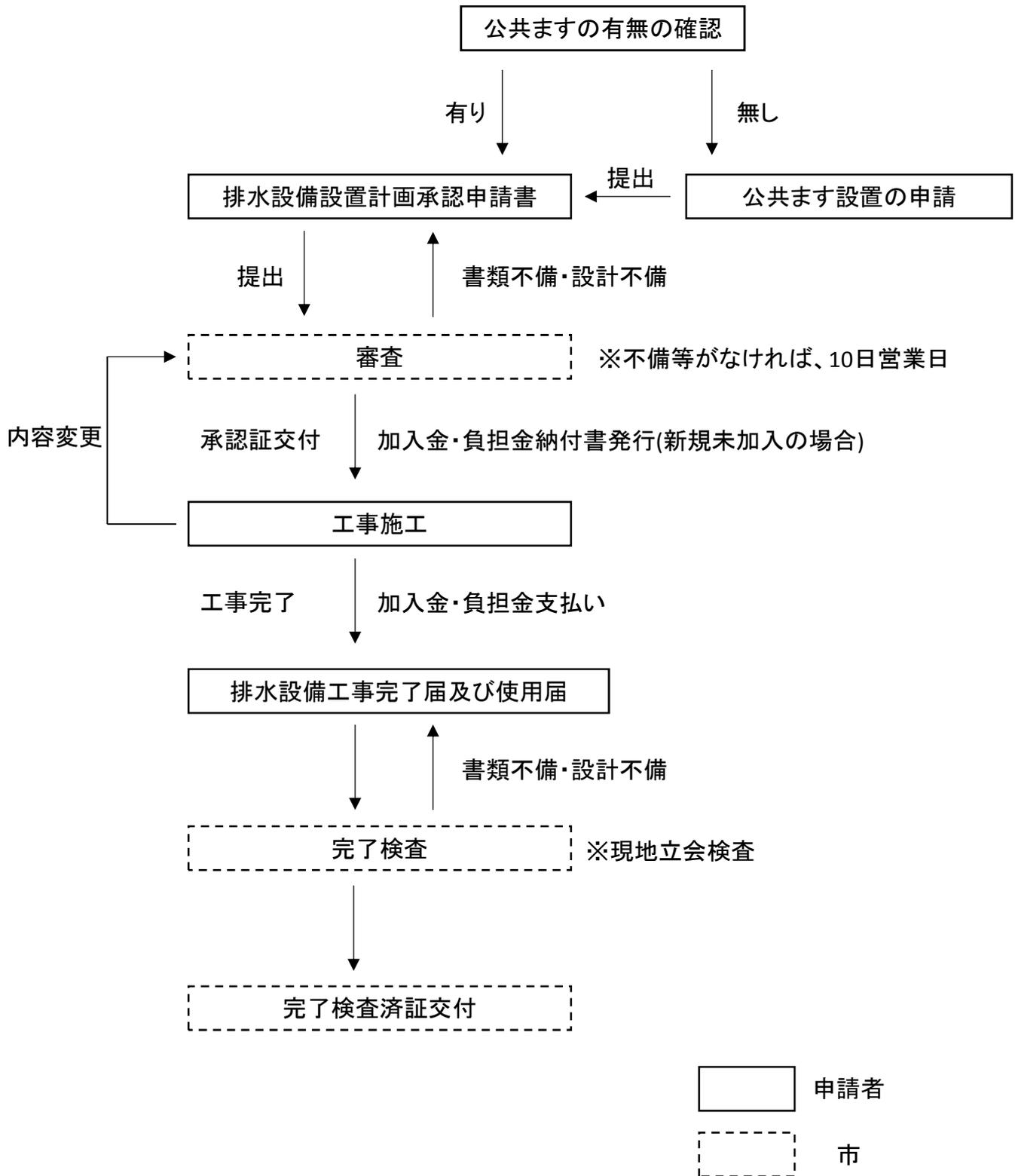
↓

完了検査（距離検査、鏡視検査、基準高検査の立入検査を行う。）

↓

市長から、完了検査済証が通知される。

# 宅内排水設備申請のフローチャート



## 2. 申請時における誓約書等について

- ・申請者と排水設備を設置する土地の所有者が違う場合

排水設備を設置するにあたって、土地の所有者の同意が必要となるので、申請者以外の者が所有する土地への排水設備設置に係る誓約書（別紙 1）を作成し、申請書に添付して提出すること。

- ・申請者以外の者が使用する権利を有する公共柵に接続する場合

申請者以外の者が使用する権利を有する公共柵の使用に関する確約書（別紙 2）を作成し、申請書に添付して提出すること。

- ・他人の排水設備へ接続して排水する場合

接続先の排水設備の所有者に同意を得る必要があるので、他人の排水設備への接続に係る誓約書（別紙 3）を作成し、申請書に添付して提出すること。

- ・その他誓約書が必要な場合

その他誓約書が必要な場合があるので、下水担当課の指示に従うこと。

### 3. 排水設備工事施工基準

#### 1. 排水設備の接続方法及び排水管

(1) 公共下水道及び農業集落排水施設（以下「集落排水」という。）に汚水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道及び集落排水の公共ます等に固着させること。

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で行うこと。

(3) 原則として、下水道施設（本管、マンホール、公共ます）への工事等を行わない。宅内排水設備工事は公共ますへの接続のみとし、公共ますの立て管部に削孔等をして接続してはならない。なお、宅地盤高の変更により、公共ます蓋の高さ調整及び防護蓋への変更が必要になった場合は、下水担当課と協議すること。

(4) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、次の表に定めるところとする。

排水人口（人）	排水管の内径（mm）	勾配
150 未満	100	100 分の 2 以上
150 以上 300 未満	125	100 分の 1.7 以上
300 以上 500 未満	150	100 分の 1.5 以上
500 以上	200	100 分の 1.2 以上

ただし、1つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3m以下のものの内径及び勾配は、75mm以上（勾配は100分の3以上）とすることができる。

(5) 雨水を排除すべき排水設備は、側溝その他の雨水を排除する施設に接続させること。

(6) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配（雨水管及び合流管）は、次の表に定めるところとする。

敷地面積（㎡）	管径（mm）	勾配
200 未満	100	100 分の 2 以上
200 以上 400 未満	125	100 分の 1.7 以上
400 以上 600 未満	150	100 分の 1.5 以上
600 以上 1500 未満	200	100 分の 1.2 以上
1500 以上	250	100 分の 1.0 以上

ただし、1つの建築物から排除される雨水を排除すべき排水管で延長が3m以下のものの内径及び勾配は、75mm以上（勾配は100分の3以上）とすることができる。

(7) 排水管の延長は、その内径または内のり幅の 120 倍を超えないものとする。(下水道法施行令第 8 条) また、管内流速は、掃流力を考慮して、0.6~1.5m/秒の範囲とする。ただし、やむを得ない場合は、最大流速を 3.0m/秒とすることができる。

(8) 排水管に用いる管種は、水質、地盤の状況、荷重、工事費、維持管理等を考慮して決めること。

(9) 土被りは、原則として 20cm 以上とする。ただし、20cm 以上の土被りが確保できない場合は、排水管が損傷を受けないように管をコンクリート等で巻くなどの防護を行うこと。

## 2. ます

(1) ますの設置場所は、排水管の起点、排水管の屈曲点、排水管の合流点、排水枝管の合流点、排水管の管種、口径及び勾配が変化する場所、管路の延長がその内径の 120 倍を超えない範囲において、管路の維持管理上適切な場所及びその他維持管理上必要な場所とする。

(2) 二重トラップ配管としてはならない。洗面台等の衛生器具にトラップが設置されているか確認し、設計施工すること。

(3) 大便器排水からの起点には、ストレート (ST) ます(ただし、横枝管が直管での接続の場合。)、または 45 度曲り (45L) ますを使用すること。ますを設置する場所が確保できない場合は、下流へますを移動させて施行すること。ただし、施工上、やむを得ない場合のみ、90 度曲り (90L) ますを使用できるが、この場合は、下水担当課と協議をすること。

(4) 大便器からの排水横主管をますに接続させる場合は、45 度以内の角度で、かつ、ステップ付ますに流入させること。(45YS、HYS 等) ただし、勾配が取れない場合は、下水担当課と協議の上、ステップ付きでないますでも可能とする。

(5) トイレ排水管に他の器具排水管を接続すると、接続された器具のトラップ封水を破壊する恐れがあるため、隣接する小便器・手洗い及び床排水口などの排水管は、ますの部分にて合流させること。(YWS 等) ただし、通気管等のトラップ封水を破壊しないよう対策がされている場合はその限りではない。

(6) トイレ排水管並びに器具トラップを有する排水管は、二重トラップとなることを避けるため、起点トラップ (UTK、TRK) 及びトラップ (UT・TR) ますに接続しないこと。

- (7) 排水管本線が直角に交わる箇所には、ステップ（段差付）ますを使用すること。
- (8) 31cm 以下の落差については、ドロップ（大曲）ますが使用できないため、落差調整ます（VT）等の使用を可とする。施工にあたっては、落差等による雨水等の侵入がないように十分に注意すること。
- (9) 総重量 2 トンを超える車両が通行するところ及び不特定多数の車両が進入する場所等に設置するますには、防護蓋を使用すること。なお、車庫等で車輪が直接、乗らない箇所等のますは、防護蓋でなくても可とする。
- (10) 排水横主管の屋外部分は、原則として屈曲合流をさせないで、ますに接続すること。
- (11) 2階からの排水立て管とますが接近している場合は、ますに直結すると汚物がます内に飛散する恐れがあるので、45Y の継ぎ手により接続すること。

### 3. 阻集器の設置について

- (1) 次の阻集器の設置対象業にあたるものについては、必ず阻集器を設置すること。
- ・ 飲食店等の営業用調理場等…グリース阻集器
  - ・ ガソリン供給所等の給油場等…オイル阻集器
  - ・ 泥、砂、セメントが排水中に多量に含む事業…砂阻集器及びセメント阻集器
  - ・ 理髪店、美容院、公衆浴場等の毛髪が排水中に流入する事業…毛髪阻集器
  - ・ 営業用洗濯場等の糸くず、ボタン等が排水中に流入する事業…繊維くず阻集器
  - ・ 外科ギブス室や歯科技工室等のプラスタや貴金属が排水中に流入する事業  
…プラスタ阻集器
  - ・ その他公共下水道及び集落排水施設の機能を妨げ、又は損傷する恐れがある事業
- (2) グリース阻集器及びオイル阻集器の選定等について、参考資料 1 「グリース阻集器の容量算定について」や「給排水衛生設備規準・同解説空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S206-2009」の 9.2.6.4 阻集器や「空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S217-2016」の「グリース阻集器」の選定方法及び空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S221-2012 の「オイル阻集器」の選定方法等を参考されたい。
- (2) 阻集器に蓄積したグリース、可燃性廃液等の浮遊物、土砂、その他沈殿物は、定期的

に（通常グリースは1週間に1回程度）に除去しなければならない。

(3) 阻集器から除去したごみ、汚泥、廃油等の処分は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等によらなければならない。ただし、再利用をする場合はこの限りではない。

(4) 阻集器は流入量を勘案し、適切な処理能力（容積）を有するものとし、別紙の通知を参考にして計算を行うこと。

(5) 申請時にその阻集器の機能がわかるように構造詳細図等を提出すること。

(6) 阻集器の維持管理について、指定工事店は申請者に説明をすること。

(7) トラップの封水深は、50mm 以上とする。

#### 4. 床下集合排水システム（排水ヘッダー）について

床下集合排水システム（排水ヘッダー）とは、各衛生器具に接続した排水管が、床下に設置した1箇所の排水ますや排水管に集中して接続され、1本の排水管で屋外排水設備に接続するものをいう。

(1) 床下集合排水システムの設置については、市では指導等を行っていないため、申請者の責任において設置すること。

(2) 申請時に設置する床下集合排水システムの構造がわかる図及び申請者の責任において管理する旨が書かれた排水ヘッダーの設置に係る誓約書（別紙4）を添付すること。

#### 5. 雨水流入の防止措置について

半屋外の宅内排水設備については雨水流入のおそれのないように施工すること。

排水設備のマス立ち管については地面から露出しないこと。

## 排水設備工事施工基準一覧表（公共・集排）

項目	統一基準
技術基準	
トイレからの取り出し	90Y 不可、45 度以下の合流または 45 度以下の段差付ます
落差工（落差 310mm 以下）	VT 可、ただし、ドロップますの代用としてのみ可 アジャスターは不可
排水管延長	管径の 120 倍以内、12m/φ100mm
排水管勾配	20‰（パーミリ）
排水管土被り	最低 20cm。最低土被りを確保できないものは、コンクリート巻等を施す
本線の合流点	段差付ますとする。（45YS、90YS、WYS、WLS 等）本線を 45 度以下で合流させるためにエルボ等で曲げないこと。
排水管横主管（取り出し）	屈曲、合流は不可。（トイレ取り出し及び垂直方向は例外）
仮 BM (KBM)	見通しの悪い箇所や長距離の箇所、50m に 1 箇所設置
阻集器	飲食、理髪店等規模に適した阻集器を設置する。
申請書類関係 書式	
・用紙サイズ	A4
図面	
・サイズ	A4、A3
・縦断図の方向	基準なし
・測点番号	公共ますを「0」とし、連続する番号とする。

## 4. 施工について

### 1. 排水管布設

#### (1) 掘削

- ・掘削は、やり方等を用いて所定の深さに、不陸のないように直線状に丁寧に掘削する。
- ・掘削幅は、管径及び掘削の深さ応じたものとし、その最小幅は 30cm を標準とする。
- ・掘削箇所の土質、深さ及び作業現場の状況により、必要に応じて山留めを施す。

#### (2) 基礎

- ・掘削底面は、掘り過ぎ、こね返しのないようにし、管の勾配に合わせて仕上げる。
- ・地盤が軟弱な場合は、砂利等で置き換え目つぶしを施してタコ等で十分突き固め、不同沈下を防ぐ措置をする。
- ・接合部の下部は、泥が付着しないように継ぎ手掘りとする。

#### (3) 据付接合

- ・受け口内面及び差し口外面をきれいに拭い、受口内面、差し口外面の順で接着剤をはけで薄く均等に塗布する。接着剤塗布後は、速やかに差し口を受口に挿入する。挿入方法は原則として呼び径 150mm 以下は挿入機又はてこ棒、呼び径 200mm 以上は挿入機を用いる。
- ・VP 管を使用する場合は VU→VP 変換ソケットを使用すること。

#### (4) 埋戻し

- ・管の布設後、接合部の硬化をまって良質土で管の両側を均等に突き固めながら入念に埋め戻す。また、埋戻しは、原則として管路の区間ごとに行い、管の移動のないように注意する。管布設時に用いた仮固定材は順次、取り除く。
- ・管の露出はできるだけ避ける。やむを得ず露出配管とする場合は、露出部分の凍結、損傷を防ぐため適当な材料で防護する。また、管は水撃作用又は外圧による振動、変位等を防止するため、支持金具を用いて堅固に固定する。
- ・車両等の通行がある箇所では、必要に応じて耐圧管又はさや管等を用いる等、適切な処置を講じること。

### 2. ます取り付け

#### (1) 掘削

- ・排水管の掘削に準ずる。

## (2) 基礎

- ・プラスチック製のますには砂による 5cm 以上の基礎を施すこと。軟弱地盤の場合は、切込砕石、栗石等で置き換え 5cm 以上の砂基礎を施すこと。

## (3) ますの築造

- ・プラスチック製ますの設置については、水平、垂直を確認し、接合部に接着剤及びシーリング剤を十分施して水密性を確保すること。
- ・ますに水道管、ガス管等を巻き込んで施工しないこと。
- ・ますから、雨水が排水管へ流入しないようにすること。

## 5. 指定工事店注意事項

### (1) 測定方法について

#### ①延長

- ・公共ますは立ち管の外側で、宅内ますは、ますの中心で測定すること。  
(写真 1、2 を参考)



写真 1 左側：公共ます、右側：宅内ます



写真 2 防護蓋付き公共ますの例

- ・出来形及び検査値は、5mm 単位とし、5mm 未満は切り捨て、5mm 以上は切り上げとする。

#### ②基準高

- ・公共ますの流入口を  $H=20.000$  とする。
- ・宅内ます（ドロップ、VT）は流入口と流出口の 2 箇所を測定する。

- ・ 宅内ます（段差付）は流出口を測定し、流出口は、段差分を加算する。
- ・ 宅内ます（起点）は流出口で測定する。
- ・ 宅内ます（その他）は流出口で測定する。

### ③勾配

- ・ 出来形及び検査値の単位は、小数点第一位とする。（単位未満は四捨五入）

### (2) 井戸水使用の家屋について

井戸水使用の有無を確認して排水設備設置計画確認申請書（様式1号）に記載する。水道子メータ及び下水子メータを設置する場合は、事前に下水担当課と協議すること。

### (3) 負担金納入通知書及び加入金納入通知書について

指定工事店が代理で申請を行う場合は納入通知書を確実に申請者に渡して説明をすること。また、納入期限又は使用開始日のいずれか早い日までに支払うように伝えること。

### (4) 使用開始届について

公共ますへの接続日（新築家屋は、実際に申請者が入居した日）を使用開始日とし、その5日以内に提出すること。なお、提出を怠った場合、下水道料金の請求ができないため、実際に下水道へ接続してからの日をさかのぼって算出した料金をその施工した指定工事店に請求することとなるため、十分に注意すること。

### (5) 水道メータの指針について

公共ますへの接続日（新築家屋は、実際に申請者が入居した日）に必ず水道メータの指針を確認し、使用開始届に使用開始日（接続日）及び水道メータの指針を記入すること。また、水道及び下水道の子メータが有る場合はその数値も報告すること。

### (6) 家屋取り壊し時の下水道施設防護策について

家屋の取り壊し時には、公共ますとの切り離しや公共ますの防護をすること。家屋の増改築時等において、家屋の取り壊しによる下水道施設の損傷が過去に見られたためである。排水設備工事を依頼された時点で、家屋の取り壊し前に防護策を講じること。

### (7) 埋戻し時の注意点について

転圧不足による宅地盤の陥没が過去に見られたため、埋戻し時には十分な転圧を行うこと。

(8) 植栽等の下への管布設について

樹木等の根が管内に侵入し、詰まった事例が過去に見られたため、極力避けて管布設を行うこと。

(9) 施工管理について

誤った測定や記入による出来形数値の誤りに注意すること。

(10) 瑕疵担保責任について

工事の担保責任期間中（2年間）に不具合が生じた場合は、責任を持って対処すること。

瑕疵担保責任者は無過失責任であり、天災地変または使用者側に故障等の責任がない限り、工事そのものの瑕疵によるものとして、指定工事店において補修しなければならない。また、工事において重大な過失がある場合の担保責任期間は10年間とすること。

(11) 工事期間中の責任技術者の異動等について

責任技術者の異動等の登録申請時の内容に変更があった場合は、必ず届け出ること。

## 6. 写真管理基準

### 1. 工事写真の撮影基準

- (1) 工事の施工順序に従い記録写真を整理し、工事の完了後、1部提出するものとする。
- (2) 撮影に当たっては、申請者氏名、工種等、測点（ます番号）、ますの種類、実測寸法、略図等を明示した黒板を被写体とともに写しこむものとする。（出来形管理写真にあつては、当市に登録してある責任技術者が、黒板を持って必ず責任技術者証を携帯していることを確認できるようにして撮影すること。）
- (3) 撮影枚数は、概ね10枚以内とする。（ます数箇所を1枚に収める等工夫する。）
- (4) 着手前及び完成写真は、対比させる形で必ず添付すること。  
（事情により添付できない場合は、その旨を必ず担当者に伝えること。）

### 2. 撮影箇所一覧表

分類	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	要否
着手前及び完成写真	着手前	全景又は代表部分	着手前	着手前1回	1枚程度
	完成	全景又は代表部分	完成後	完成後1回	1枚程度
使用材料	使用材料	形状寸法	検収時	各品目1回	1枚程度
施工状況	仮設	使用材料・仮設状況・形状寸法	施工前後	1施工箇所1回	必要に応じ
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	発生時	必要に応じて	必要に応じ
出来形管理	管路	管布設状況 基礎の状況 埋戻し転圧状況 埋設物、周辺の状況	埋戻し前	1施工箇所に1回	各施工箇所につき1枚程度
	ます	ます設置状況 横主管との接続状況	埋戻し前	各ます1回 (合流ますのみ)	各ます1枚程度

## 7. 排水設備検査基準

工種	項目	内容			方法	備考
		個々の値	総合値	検査指標		
管路	総合性			管路施設全体としての精度、機能、合理性が確保されていること		
	基準高(V)	±20mm (50m 毎)			実測	見通しの悪い箇所や長距離の管路については仮BMを設けること(原則として50mに1箇所)
	勾配	10%以上		原則として20%以上	実測	50cm未満の距離間については、逆勾配及びゼロ勾配でないこと
	延長 管路内部の仕上り	±20mm	20mm	継手、管体の布設がきれいで、異物の残留がないこと 管の断面形状に近い状態で光が見通せること	実測 ミラ ーテ スト	
	水密性			管路内に異常な流水が認められないこと 漏水のないこと	ミラ ーテ スト	

※管路設計または施工上、特別な事由がある場合は、この限りでない。

## 8. 排水設備完成検査・成績評定の基準

項目	細目	評定のポイント
書類管理	正確な出来形図面か	誤測定、誤記入の有無 (誤測定、誤記入は D 評価とする。検査後に修正した図面を提出した場合は C 評価とする。)
出来ばえ	水密性	雨水管との誤接続、衛生器具との接続状況 管・ますの接合部状況、異常流水の有無 (手直し工事が必要な場合は D 評価とする。)
	管路内部の仕上がり	断面状況(左右方向曲り 1 箇所 1 ランク減点、上下方向は手直し工事とし、D 評価とする。) 異物の残留状況等(1 箇所 1 ランク減点)
出来形	基準高の精度	A : (平均誤差±5mm 以内) B : 平均誤差±10mm 以内) C : (平均誤差±20mm 以内) D : (平均誤差±21mm 以上) (ただし、やむを得ないものを除く)
	勾配の精度	A (30%～18%) B (15%以上) C (10%以上) D (10%未満)
	延長の精度 (誤差)	A (個々 ±5mm 以内、合計 5mm 以内) B (個々 ±10mm 以内、合計 10mm 以内) C (個々 ±20mm 以内、合計 20mm 以内) D (個々 ±21mm 以上、合計 21mm 以上)
	適当なますか	トイレからの接続ます、合流ます、阻集器、ドロップます、防護蓋 (1 ランクずつ減点)
	適当な接続か	接続状況、土被り、管防護、トラップ、排水横主管の基準遵守(1 ランクずつ減点)
	その他	現場状況
	受験体制	管内清掃、検査人員、検査用具 (それぞれ 1 ランクずつ減点)

個々の値：D については、手直し工事または図面の再提出とする。

(図面が再提出された場合、C 評価に変更する)

総合判定：A (100～80) B (79～60) C (59～40) D (39～、及び各項目において D があつたもの)

## 9. 特定施設設置等に係る届出について

下水道へ接続する特定施設を設置しようとする者は、下水道法第12条の3第1項の規定により、市長へ届出が義務付けられている。

提出書類については、参考資料2「特定施設設置届出関係書類について」を参照すること。

特定施設とは、原則として水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する特定施設である。なお、温泉を利用しない旅館業については、使用開始届出義務や水質測定義務を除き、下水の排除の制限は受けない。

## 10. ディスポーザーキッチン排水処理システムの下水道への接続について 参考資料3を照会すること。

## 1 1. 誓約書等提出チェックリスト

項目	必要書類	Check
設備を設置する土地の所有者と申請者が異なる。	申請者以外の者が所有する土地への排水設備設置に係る誓約書 (別紙 1)	
申請者と異なる者が使用する公共ますへ接続する。	申請者以外の者が使用する権利を有する公共枡の使用に関する確約書 (別紙 2)	
他者の所有する排水管へ接続して排水をする。	他人の排水設備への接続に係る誓約書 (別紙 3)	
排水ヘッダーを設置する。	排水ヘッダーの設置に係る誓約書 (別紙 4)	
土地の形状等の理由により、やむを得ない状況のため、施工基準を満たさない施工となる。	市の規定する基準を満たさない排水設備設置に係る誓約書 (別紙 5)	

# 別紙

(別紙1)

申請者以外の者が所有する土地への排水設備設置に係る誓約書

年 月 日

御前崎市長 様

このたび、排水設備を設置するにあたり、申請者以外の土地に設置することについて当該地権者より承諾を得ましたので申請いたします。

なお、この件について問題等が発生した場合は、当事者間の責任において処置することを誓約いたします。

設置場所 御前崎市

申請者 住所

氏名 ⑩

当該地権者 住所

氏名 ⑩

(別紙 2)

申請者以外の者が使用する権利を有する公共柵の使用に関する確約書

年 月 日

御前崎市長 様

このたび、排水設備を設置するにあたり、申請者以外に権利を有する公共柵を使用することについて、当該使用者より承諾を得ましたので申請いたします。

なお、この件について問題等が発生した場合は、当事者間の責任において処置することを確約します。

設 置 場 所 御前崎市

申 請 者 住 所  
氏 名 印

公 共 柵 使 用 者 住 所  
氏 名 印

(別紙 3)

他人の排水設備への接続に係る誓約書

年 月 日

御前崎市長 様

このたび、私どもの排水設備を設置するにあたり、他人の設置した排水設備及び公共枿を使用することについて、当該所有者より承諾を得ましたので申請いたします。

なお、この件について問題等が発生した場合は、当事者間の責任において処置することを約します。

申 請 者	住 所	
	氏 名	印

排水設備所有者	住 所	
	氏 名	印

(別紙 4)

## 排水ヘッダーの設置に係る誓約書

御前崎市長 様

私は、御前崎市\_\_\_\_\_の下水道又は農業集落排水処理施設接続に伴う排水設備工事を施工するにあたり、設置した排水ヘッダー部分における諸問題につきましては、市に責任を問わないことを誓約いたします。

また、下水道を使用する際、排水には細心の注意を払い、不具合等の発生を未然に防ぐとともに、万一、将来、不具合等により下水道又は農業集落排水処理施設管理者から指導があった場合は、それに従い改善いたします。

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名 印

施工者 住 所  
氏 名 印

(別紙 5)

市の規定する基準を満たさない排水設備設置に係る誓約書

年 月 日

御前崎市長 様

このたび、市が規定する基準を満たさない排水設備等を設置するにあたり、設置した排水設備等に詰まりや破損等の問題が発生した場合は、当事者間の責任において処置することを誓約いたします。

設置場所 御前崎市

申請者 住所

氏名

⑩

## 參考資料

# 別紙

(別紙 1)

申請者以外の者が所有する土地への排水設備設置に係る誓約書

年 月 日

御前崎市長 様

このたび、排水設備を設置するにあたり、申請者以外の土地に設置することについて当該地権者より承諾を得ましたので申請いたします。

なお、この件について問題等が発生した場合は、当事者間の責任において処置することを誓約いたします。

設置場所 御前崎市

申請者 住所

氏名 ⑩

当該地権者 住所

氏名 ⑩

(別紙 2)

申請者以外の者が使用する権利を有する公共柵の使用に関する確約書

年 月 日

御前崎市長 様

このたび、排水設備を設置するにあたり、申請者以外に権利を有する公共柵を使用することについて、当該所有者より承諾を得ましたので申請いたします。

なお、この件について問題等が発生した場合は、当事者間の責任において処置することを確約します。

設 置 場 所 御前崎市

申 請 者 住 所  
氏 名 印

公 共 柵 所 有 者 住 所  
氏 名 印

(別紙 3)

## 他人の排水設備への接続に係る誓約書

年 月 日

御前崎市長 様

このたび、私どもの排水設備を設置するにあたり、他人の設置した排水設備及び公共枡を使用することについて、当該所有者より承諾を得ましたので申請いたします。

なお、この件について問題等が発生した場合は、当事者間の責任において処置することを約します。

年 月 日

申 請 者	住 所	
	氏 名	印

排 水 設 備 所 有 者	住 所	
	氏 名	印

(別紙 4)

## 排水ヘッダーの使用に係る誓約書

御前崎市長 様

私は、御前崎市\_\_\_\_\_の下水道接続に伴う排水設備工事を施工するにあたり、設置した排水ヘッダー部分における諸問題につきましては、市に責任を問わないことを誓約いたします。

また、下水道を使用する際、排水には細心の注意を払い、不具合等の発生を未然に防ぐとともに、万一、将来、不具合等により下水道管理者の市道があった場合は、それに従い改善いたします。

年 月 日

住 所  
申請者  
氏 名 ④

住 所  
施工者  
氏 名 ④

(別紙 5)

市の規定する基準を満たさない排水設備設置に係る誓約書

年 月 日

御前崎市長 様

このたび、市が規定する基準に満たない排水設備等を設置するにあたり、設置した排水設備等に詰まりや破損等の問題が発生した場合は、当事者間の責任において処置することを誓約いたします。

設置場所 御前崎市

申請者 住所

氏名

印

## 參考資料

# 参考資料 1

事 務 連 絡

平成 2 5 年 4 月 1 日

指 定 工 事 店 各 位

御前崎市 環境部

環 境 下 水 道 課 長

## グリストラップの容量算定について

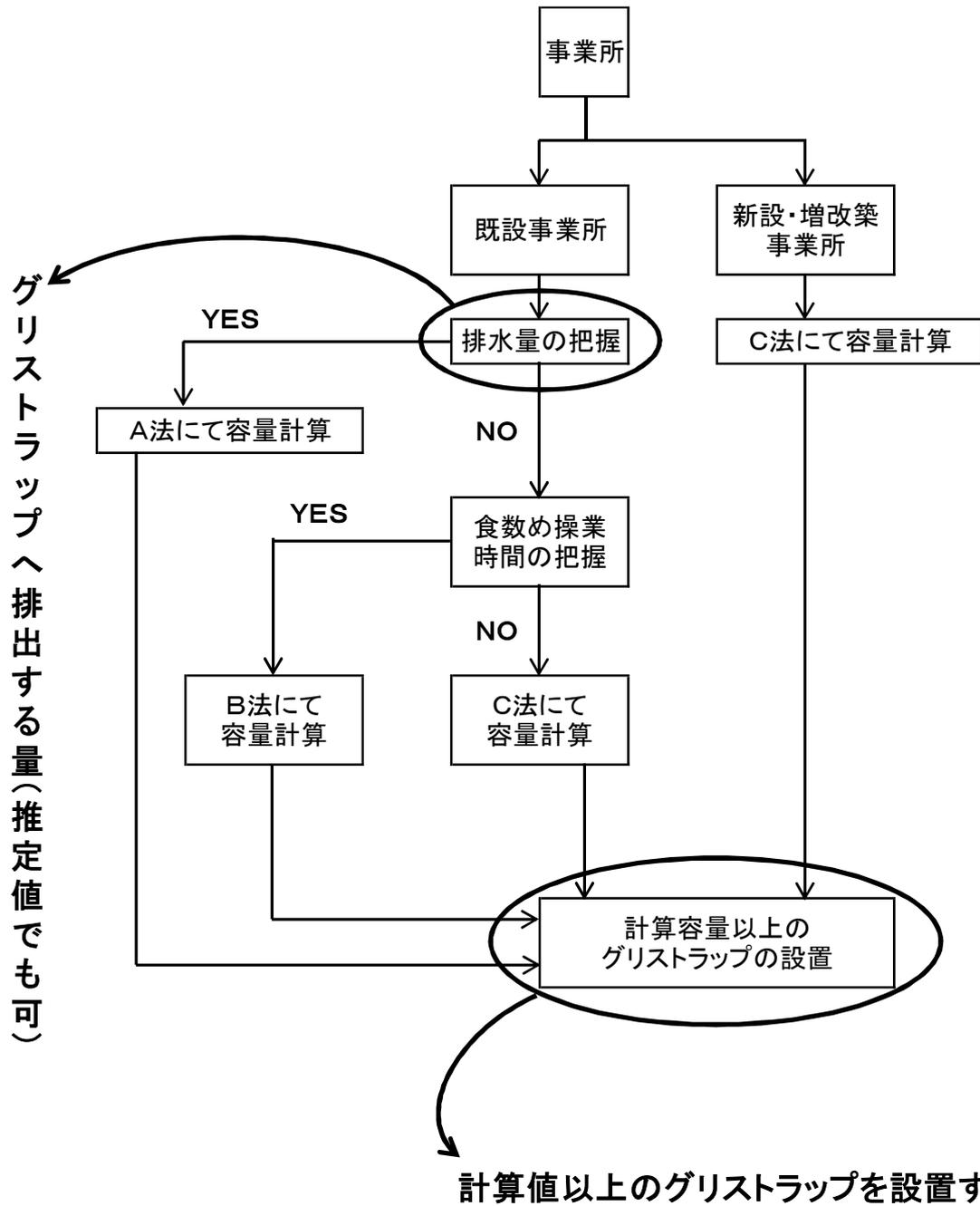
グリストラップを設置する場合には、別紙の算定表にて容量を決定すること。

### 記

1. グリストラップを設置する場合は、別紙の算定表にて容量を決定し、申請書及び完了届に添付すること。
2. 計算容量以上のグリストラップを設置すること。
3. 数値の端数処理については、計算過程は少数第 1 位（少数第 2 位を四捨五入）、必要容量は単位止め（0）とする。
4. 使用者（施主）に対し、グリストラップの定期的な清掃の必要性和清掃の方法等を指導すること。

このフローシートで、A法・B法・C法を決定する。

### 容量算定方法フローシート (グリストラップ用)



## グリストラップ容量算定表(A法)

- 1) 事業所名 : ○×ラーメン  
 2) 業種 : 中華料理

グリストラップへ排出する量のみ  
 (推定値でも可)(水道使用量では無い)

$$\text{必要容量} = \frac{\text{③ 実排水量}}{2.8 \text{ m}^3/\text{日}} \times \frac{\text{貯留時間(10分)}}{\text{作業時間}} \times 1000 = 59.0 \text{ l}$$

貯留時間(10分) / 作業時間  
8 時間 × 60

59ℓ以上のグリストラップを設置

(実排水量計算表)

計 量 年 月	使用量 ( m <sup>3</sup> )	操 業 日 数 ( 日 )	
H. 24 年 4 月	65	25	
H. 24 年 5 月	70	26	
H. 24 年 6 月	55	25	
H. 24 年 7 月	75	24	
H. 24 年 8 月	80	22	
H. 年 月			
	① 345	② 122	
実排水量(m <sup>3</sup> /日) =	① 345	/ ② 122	= ③ 2.8

(備考) 1. 作業時間は、1日当りの時間である。

## グリストラップ容量算定表(B法)

- 1) 事業所名 : ○×会社 □△食堂  
 2) 業 種 : 社員食堂  
 3) グリス阻集量(Gu)

$$\frac{\text{1食当りのグリース残さ}}{5 \text{ g/食}} \times 0.001 \times \frac{\text{1日の食数}}{100 \text{ 食/日}} \times 7 = \text{① } \boxed{3.5 \text{ l}}$$

[社員従業員用厨房 → 5]  
 [営業用厨房 → 8]

日最大食数

50人×2(朝食・夕食)

- 4) グリス分離層(Gs)

$$\frac{\text{1食当りの使用水量}}{40 \text{ l/食}} \times \frac{\text{1日の食数}}{100 \text{ 食/日}} \times \frac{1}{\text{営業時間}} \times 4 = \text{② } \boxed{58.3 \text{ l}}$$

[別表参照]

- 5) 残さ堆積層(Gb)

$$\frac{\text{1食当りの堆積量}}{5 \text{ g/食}} \times \frac{\text{1日の食数}}{100 \text{ 食/日}} \times 7 \times 0.001 = \text{③ } \boxed{3.5 \text{ l}}$$

[社員従業員用厨房 → 5]  
 [営業用厨房 → 6]

- 6) グリストラップ水面下容積

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} = \text{④ } \boxed{65.3 \text{ l}}$$

- 7) 全容積(現場打ちグリストラップのとき記入)

$$\text{④} + \text{上部空間層容積} = 0 \quad \text{④ } \boxed{66.0 \text{ l}}$$

(流入側の管底から水面までを150mmとする。)

66ℓ以上のグリストラップを設置

別表 業種別による1食当たりの使用水量

業 種	1食当たりの使用水量(ℓ)
中華料理(ラーメンも含む)	50 ~ 60
洋食レストラン(ステーキ含む)	50 ~ 70
和 食	30 ~ 90
スナック(軽食)	40 ~ 60
そば屋	30 ~ 40
大衆食堂	50
学校(給食室)	15 ~ 20
社員食堂	40

## グリストラップ容量算定表(C法)

- 1) 事業所名 : スナック ○×△□  
 2) 業 種 : 飲食店

必要容量 [ 117 ℓ ] A =  $\frac{\text{単位面積当たりの排水量}}{280 \text{ ℓ/㎡・日}} \times \frac{\text{店舗又は厨房面積}}{15 \text{ ㎡}} \times$

$\frac{\text{貯留時間 ( 10 分)}}{\text{作業時間}} \times 60 = 116.7 \text{ ℓ}$   
 $\frac{6 \text{ 時間}}{\text{時間}} \times 60$

必要容量 [ ] B =  $\frac{\text{単位面積当たりの排水量}}{\text{ℓ/㎡・日}} \times \frac{\text{店舗又は厨房面積}}{\text{㎡}} \times$

$\frac{\text{貯留時間 ( 10 分)}}{\text{作業時間}} \times 60 = \text{ℓ}$

必要容量 [ ] C =  $\frac{\text{単位面積当たりの排水量}}{\text{ℓ/㎡・日}} \times \frac{\text{店舗又は厨房面積}}{\text{㎡}} \times$

$\frac{\text{貯留時間 ( 10 分)}}{\text{作業時間}} \times 60 = \text{ℓ}$

117ℓ以上のグリストラップを設置

合計必要容量 = A + B + C = 117.0 ℓ

業 種		単位面積当たりの排水量
スーパー マーケット	肉類販売	150 ℓ/㎡・日 (店舗面積)
	魚類販売	600 ℓ/㎡・日 ( " )
	惣菜販売	210 ℓ/㎡・日 ( " )
肉 類 販 売 業		150 ℓ/㎡・日 ( " )
魚 介 類 販 売 業		600 ℓ/㎡・日 ( " )
惣 菜 屋		210 ℓ/㎡・日 ( " )
学校等 (給食室)		130 ℓ/㎡・日 (厨房面積)
弁 当 屋		70 ℓ/㎡・日 ( " )
飲食店 (和洋・そば)		280 ℓ/㎡・日 ( " )
洋食専門のレストラン		310 ℓ/㎡・日 ( " )
中 華 料 理 店		310 ℓ/㎡・日 ( " )
旅 館 ・ ホ テ ル		410 ℓ/㎡・日 ( " )

# 参考資料 2

事 務 連 絡  
平成 25 年 4 月 1 日

指 定 工 事 店 各 位

御前崎市環境部 環境下水道課

## ディスポーザーキッチン排水処理システムの下水道への接続について

ディスポーザーキッチン排水処理システムの下水道への接続の取り扱いについて、下記のとおりとする。

### 記

1. ディスポーザーキッチン排水処理システムの下水道への接続について  
ディスポーザーと排水処理槽から構成されるディスポーザーキッチン排水処理システム（以下「当該システム」という。）については、建築基準法第 38 条の規定に基づく配管設備として認定された設備で、かつ、処理槽汚泥引抜等の維持管理が適切に行われる場合において、下水道への接続を認めるものとする。
2. ディスポーザー単体設備の接続禁止について  
ディスポーザー単体設備については、従来通り接続を認めないものとする。
3. 接続後の改善命令、排除の停止又は制限について  
当該システムを下水道へ接続した後、下水道施設を損傷する恐れ及び機能を阻害する恐れがある等、市長が管理上必要と認める場合は、構造又は使用方法の変更命令、下水道への排除の停止又は制限を行うものとする。
4. 確認申請について  
当該システムを下水道へ接続する場合には、排水設備設置計画確認申請書等に、別紙に示す書類を添付し、確認を受けるものとする。
5. 当該システムの施工について  
当該システムは、排水設備のため指定工事店が施工を行うものとする。
6. 認定設備について  
（社）日本下水道協会が作成した、「下水道のためのディスポーザー排水処理システム性能基準(案)【平成 16 年 3 月改訂】」に基づき、評価機関が適合評価したもの及び旧建設大臣が認定したものとする。

ディスプレイキッチン排水処理システム接続申請関係提出書類

◎ 申請書類の提出について

設置申請については、施工前に、排水設備設置計画確認申請書等により確認を受けるものとする。当該システムのみを設置についても排水設備の増設となり、当該確認申請書により確約を受ける。

◎ 確認申請時提出書類

[1] 一般事項に関する書類

1. 認定書（写）
2. 施工業者
3. 維持管理業者
4. 排水設備設計図（給排水設備等）

[2] 仕様書

1. 排水処理槽
2. 算定根拠

[3] 維持管理計画に関する書類

1. 維持管理体制
2. 処理水質基準
3. 点検項目（維持管理、清掃、汚泥処理、水質等）及び頻度

[4] その他

1. 維持管理業務委託契約（写）又は維持管理業務委託契約確約書
2. 使用者承継確約書
3. その他、旧建設大臣等の認定内容との適合性を判断するために必要な書類

(注) 1. 維持管理業務委託契約確約書とは、申請時に使用者が確定されていない場合に、使用者が確定した時には、維持管理業務委託契約（写）を提出することを、申請者である建築物に係る開発業者等が市長に確約するものである。

2. 使用者承継確約書とは、使用者が当該システムを有する建築物の譲渡等を行う場合に、当該システムの適正な維持管理を行う地位を承継するものであること及びこれに伴い当該システムの適正な維持管理の順守が求められていることを当該譲渡等を受けた使用者に説明し、その理解を得るよう努力する旨を、申請者が市長に確約するものである。

◎ 変更時提出書類

1. 変更事項に係る書類

# 参考資料 3

事 務 連 絡  
平成 2 5 年 4 月 1 日

指 定 工 事 店 各 位

御前崎市環境下水道課長

## 特 定 施 設 設 置 等 に 係 る 届 け 出 に つ い て

特定施設設置等の届け出について、下記のとおり取り扱うこととする。

### 記

#### 1. 特定施設の設置等について

特定施設の設置については、下水道法第 1 2 条の 3 第 1 項の規定により、市長への届け出が義務付けられている。よって、特定施設に該当する施設については、下水道法の規定に基づき、各種届出等を行うものとする。

届出関係書類については、別紙の通りとする。

#### 2. 特定施設の種類について

特定施設とは、水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定されるもので、特定施設の詳細については、同施行令第 2 条及び別表第 1 に掲げられているので、参照すること。

## 特定施設設置届出関係書類について

### ◎ 届け出要領

#### (1) 特定施設設置届出書

特定施設を設置しようとする時。

#### (2) 特定施設使用開始届出書

下水道施設を使用するもので、特定施設となった日から30日以内に届け出る。

#### (3) 特定施設の構造等変更届出書

特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更しようとする時。

#### (4) 氏名等変更届出書

氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名並びに工場、事業場の名称、所在地に変更があつた時は、その日から30日以内に届け出る。

#### (5) 特定施設使用廃止届出書

特定施設の使用を廃止した時は、その日から30日以内に届け出る。

#### (6) 承継届出書

特定施設を譲り受け、又は借り受けた場合は、届け出をした者の地位を継承し、その日から30日以内に届け出る。

### ◎ 届出書式

国土交通省令『下水道法施行規則』を参照する。

### ◎ 届出書添付書類

#### 1. 特定施設設置届出書添付書類

(1) 特定施設の構造

(2) 特定施設の使用方法

(3) 汚水の処理の方法

(4) 下水の量及び水質

(5) 用水及び排水の系統

#### 2. 特定施設使用開始届出書添付書類

(1) 特定施設の構造

(2) 特定施設の使用方法

(3) 汚水の処理の方法

(4) 下水の量及び水質

(5) 用水及び排水の系統

#### 3. 特定施設の構造等変更届出書添付書類

(1) 特定施設の構造（特定施設の使用方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統）

様式第六（第八条関係）

年 月 日

御前崎市長 様

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

印

下水道法第12条の3第1項（下水道法第25条の10第1項において準用する同法第12条の3第1項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類		※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備 考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考

- 1 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

参考

- ・下水道排水設備指針と解説 公益社団法人日本下水協会
- ・排水管の設計 アロン化学株式会社
- ・東京都排水設備要綱 東京都